

アリーナ予定地(事業対象地)内に計画する開放通路は、特定事業における対象施設として事業者が整備し、開放通路と道路上空通路の接続箇所及び高さは下図の通りとする。

歩行者分離による安全性を確保するため、静岡鉄道長沼駅から事業対象地(北端)まで及び同地(南端)からJR東静岡駅までの道路上空通路(ペDESTリアンデッキ)について、市が整備することを計画している。

道路上空通路と接続する開放通路のうち、公共通路部分は、滞留空間としての活用を想定する屋外デッキと一体的となるように計画し、その下部(1F,2F)部分が有効に利用できるよう、アリーナ建築本体と一体となる提案を期待している。

なお、提案図書には、開放通路のうち、公共通路(幅8.0m)として設定する部分を図示し、当該公共通路に係る費用(設計・施工費)を、算定根拠と共に提示すること。(アリーナ建築と一体となる公共通路部分は、アリーナ建築部分の全体金額から当該部分の費用を別に提示すること。)

また、開放通路の高さについて、建物の階高との調整を行う必要がある場合、敷地境界部分における道路上空通路の接続高さから、公共通路に勾配(※)を設ける提案とすることができる。

(※)バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方に基づくこと

【費用負担について】

公共通路部分の費用負担については、当事業の入札額(契約額)とは別に、別途協議の上、決定する。

【道路上空通路と開放通路の接続位置について(南側)】

アリーナの配置に応じて、JR東静岡駅からアリーナ敷地までの道路上空通路の延長ができる限り最短となるような提案とし、最終的な接続箇所は市との協議により決定する。

【事業対象地西面外への開放通路の張り出し(ロータリーの歩道内)について】

敷地面積を最も有効活用することを目的に、開放通路のうち公共通路部分(全部又は一部)を事業対象地外に計画(※)することを可能とする。

(※)事業対象地内のアリーナ本体若しくは屋外デッキから片持ち構造にて歩道上空に計画すること。

(※)歩道内には公共通路を支える橋脚等の構造物を設けないこと。

(※)建築基準法第44条(道路内の建築制限)の適用を受けるため、計画提案にあたっては、事前に個別対話等により市へ条件等の確認を行うこと。

※事業者は、道路上空通路(南側及び北側)に接続する開放通路を整備するとともに、開放通路の全部または一部を、南側と北側の道路上空通路を結ぶ歩行者動線として、一般市民が日常的かつ自由に利用可能な計画とすること。

【定義】・開放通路(屋外デッキ、公共通路) ⇒ 事業対象地内
・道路上空通路 ⇒ 事業対象地外

事業対象地	対象部分		設計・建設	費用負担	維持管理	所有
事業対象地内	開放通路	屋外デッキ	事業者	市負担額に含む	事業者 (本事業にて実施)	市
		公共通路	事業者	市(別支払) ※協議による		
事業対象地外	道路上空通路		市	市	市	市

道路上空通路(北側)
(有効幅員4m(計画))
(ルート及び接続位置は現時点で未定)

接続部分(想定範囲)

接続高さ(通路面の高さ)
は設計GL(TP=9.5)から
約6.5mを想定

66.2m

TP=9.546

アリーナ

開放通路
(屋外デッキ、公共通路)

91.2m

TP=10.667

JR東静岡駅 道路上空通路(南側)
(有効幅員8m(計画))
(ルート及び接続位置は現時点で未定)

接続部分(想定範囲)

接続高さ(通路面の高さ)
は設計GL(TP=10.850)から
約6.5mを想定

本資料における計画地内の施設の形状・配置は例であり、実際は事業者提案による。